

令和 7 年度第15回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 会議録

1 会議の日時

令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 2 時から午後 4 時まで

2 会議の場所

岡崎市役所西庁舎 7 階 701号室

3 会議の議題

（議題）適正な下水道使用料のあり方について
農業集落排水事業の概要について

4 出席委員及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員（9名）

学識経験を有する者	丸山 宏 （会長）	愛知産業大学 名誉教授
	富永 晃宏 （副会長）	国立大学法人名古屋工業大学 名誉教授
	内藤 公士	公認会計士
	牧野 守	弁護士
水道又は下水道の使用	久保 敦	栄屋乳業株式会社
	山本 京子	岡崎商工会議所 事務局次長
	鈴木 純子	あいち三河農業協同組合 女性部
公募した市民	石井 美紀	
	松井 亜早美	

(2) 欠席委員（1名）

学識経験を有する者	齊藤 由里恵	中京大学経済学部 准教授
-----------	--------	--------------

5 説明のため出席した事務局職員の職氏名

水道事業及び下水道事業管理者 中田 利隆

上下水道部長 跡地 操

経営管理課長（次長） 新實 健治

上下水道部次長（水道浄水課課長）小野塚 好司、
上下水道部次長（下水道施設課長） 藤野 真司
総務課長 石川 千乃、サービス課長 竹田 由宣、
水道工事課長 新美 正紀、下水道工事課長 鈴木 亨一郎
経営管理課副課長 棚岡 伸一、総務課副課長 飛田 晃宏、
経営管理課経営2係長 藤岡 敏彰、総務課総務人事係長 伊藤 嘉規、
経営管理課主査 今泉 高樹

6 会議の成立

事務局から、委員総数10名のうち9名が出席のため、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告した。

7 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、石井委員を指名した。

8 会議の公開

本日の会議を公開することとした。（傍聴者3名）

9 議事の要旨

資料1に基づき、適正な下水道使用料のあり方について事務局が説明した。
事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

（A委員）

資料9ページで、調整案の中立性について「一部の従量単価の調整を行うことで負担に偏りが生じる」とはどういうことか。

（事務局）

資料8ページを参照していただきたい。

調整案では、11～25m³の従量使用料を据え置き、その分1～10m³の従量使用料の改定額を減額するという調整をしている。各従量帯の水需要に応じて従量使用料を割り振った事務局案と比較し、調整案では11～25m³の従量帯の利用者により多くの負担することになるという意味で、「偏り」と表現している。

(A 委員)

使用料の計算にあたり、使用した水量までの各従量帯単価を積み上げていくことを理解していないと勘違いしやすい。

(B 委員)

新使用料体系案は、事務局案と調整案の 2 案から選ぶということで間違いないか。

(事務局)

おっしゃる通り。

(B 委員)

11～25 m^3 が減額改定になることへの調整として、事務局案を基に、11～25 m^3 の従量帯だけ改定額を据え置くという方法は問題あるか。

(事務局)

御提示いただいた案については、実際に求める額よりも多く収入してしまうため、その分市民の負担が大きくなってしまう。できるだけ市民への負担を軽くしたいため、事務局では検討しなかった。

(B 委員)

事務局案では公平性をかなり重要視しているため、調整案との比較がしづらかった。市民への負担が過剰であるべきではないという点については理解した。今後、再度の改定が必要となった際に、ただただ公平であるべきなのかという点も含めて様々な視点から議論していかなければならない。

(C 委員)

11～25 m^3 の従量帯で減額改定になることについては、市政だより等でどのように広報していくかが重要。市民が納得できるよう、丁寧に説明を行っていただけるのであれば事務局案も良い案だと思う。

(事務局)

広報の方法については今後検討させていただく。

(議長)

事務局より提示があった使用料体系案についてご意見を伺う。

はじめに、当日欠席のD委員から、今回の審議事項についてあらかじめ寄せられたコメントを事務局が下記のとおり代読した。

(代読)

- ① 8ページの調整案について、第13回の審議会において、「使用料体系の検討においては、現行の体系に囚われず、岡崎市のあるべき姿を示してほしい。下水道事業の持続可能な運営を実現するため、どのような使用料体系を設定すれば経営が安定するかといった視点で考える必要がある。」との発言が会議録に残っている。

事務局案は、公平性、中立性、経済安定といった観点を基に検討されている。これは、岡崎市の下水道使用料のあるべき姿を達成しているともいえる。一方、従量使用量が少量の改定が大きいことから、調整案をだされたということであるが、調整案は最低限の条件は満たしているものの、事務局案に比べるとあるべき姿からの乖離は否めない。

仮に、調整案を採用したとしても、次の改定においては今回の事務局案に基づいた改定が必要となり、従量使用量が少量の改定はどこかの段階では大きくせざるを得ないだろう。

そのため、下水道使用（便益）に対して合理的な負担を求めるという中立性について、適切な検討をされている事務局案を支持する。そのうえで、以下2点も申し付け加えたい。

- ② 1～10m³の低従量の使用帯は全ての使用者の使用料算定に影響があり、少量使用者だけが大幅な改定の影響を受けるわけではない。
- ③ 少量使用者の負担軽減について、1～10m³の低従量者の使用料のみを軽減することへの合理性はない。事業者（事務局）は、使用者の経済状況を把握しているわけではなく、どの従量においても経済的に困窮している方はみられるだろう。そのため、下水道使用料体系は、下水道使用から得る便益に対して、合理的な視点から負担を求める「あるべき姿」に鑑みてつくられるべきであり、福祉政策的な要素を含めることは、公平性、中立性の観点、さらには、下水道事業経営をゆがめるものとなる。

水道料金の答申と同様に、使用水量から所得の多寡を判断できないこと、事業運営の原資を使用料収入で賄う公営企業において実施する

ことが適当でないとされていることから、使用料体系において全体に対して対応を考慮することは適切ではない。

個別対応が必要と判断される場合は、公営企業の使用料改定とは別に、市の施策として検討されたい。

(A 委員)

事務局案に賛成する。ただ、少量使用者の負担が増えることに関しては、下水道事業経営を持続させるために必要であることを十分に説明していただきたい。また、一部の従量帯が減額改定になる部分に関しても丁寧な説明が必要である。

(E 委員)

より合理性のある事務局案に賛成する。

減額改定になる部分については、現行の使用料体系に偏りがあることを説明すると市民の理解が得られやすいのではないか。

(F 委員)

現行の使用料体系では、10m³以下の負担が軽すぎるため、それを是正したいという考えから事務局案が提案されたと思う。

使用料に関しては数年に一度見直す機会があることから、低従量帯の負担の是正は今回の改定だけで行わず、次回に持ち越しても良いのではないかとと思う。また、市民感情としては、一部の従量帯単価が減額改定になることの説明が大変難しいと感じられ、調整案の方が納得してもらいやすいと思う。

(G 委員)

公平負担、中立で偏りなく、安定経営につながるという観点から、事務局案に賛成する。

(H 委員)

総括原価を確実に回収でき、計算の根拠が一貫しているため、事務局案に賛成する。

低従量帯の改定額が大きいことに関しては、すべての使用者の使用料算定に影響があるということを丁寧に説明する必要がある。

(B 委員)

下水道事業の持続可能な経営を目指すこと、必要最低限の負担であること、公平に負担するべきであることの観点から、事務局案に賛成する。

ただし、水道の料金改定に続く使用料改定ということから、市民はまたかという印象を抱くと思われるため、説明を丁寧に行っていく必要がある。最近では下水道の悲しい事故や水道管の破損等のニュースを見て、市民も水道事業や下水道事業がかなり厳しい状況にあることは理解していただけたと思う。広報を通じて、水道・下水道の重要性を十分に示してほしい。

(C 委員)

事務局案に賛成する。

1～10m³の従量帯単価は全ての使用者が負担するということを丁寧に広報してほしい。

(I 委員)

事務局案に賛成する。

今回調整案を採用すると、次回の改定の際に再度調整をしなければならなくなり、合理性がなくなってしまう。将来のためにも、合理的な計算を行った事務局案が良いと思う。

資料14ページを見ると、どの世帯人員も一か月に約500円の増額となっており、各世帯に及ぼす影響の差はそれほど大きくないと感じる。

水道料金の改定と合わせると市民への影響は大きくなるため、説明は丁寧に行っていくしてほしい。

(議長)

事務局案に賛成する。

平成21年度の使用料改定の背景には、基本水量を廃止し、新たに設定した従量水量に慣れていただくために10m³以下の低従量帯の負担を軽くしたという考えがあり、その影響で今回の事務局案における低従量帯の大幅な増額改定になったということを感じた。

(議長)

賛成意見が多数であったため、使用料体系は事務局案を採用する。

答申の際の付帯意見についてはそのようにしていく予定か。

(事務局)

付帯意見については、今回いただいた御意見やこれまでいただいた御意見を参考にしていきたい。その他、付帯意見の参考になるお考えや御意見があれば伺いたい。

(議長)

今回の審議の内容を基に答申案を作成していく。作成後、各委員へ郵送し、9月の審議会で御意見等を伺い修正をし、10月の審議会で答申書を完成させる。

続いて、資料2に基づき、農業集落排水事業の概要について事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(C委員)

資料7ページの事業所、学校等の換算人員とは何を指しているのか。

(事務局)

事業所、学校等に通っている人員のことで、一日の滞在時間が一般世帯よりも短いことから、計算式の換算人員は、実際に事業所、学校等に通っている人数の2分の1としている。

(I委員)

資料8ページの企業債・補助金等は、建設事業に充てるものという認識で良いか。今回の審議会では使用料の部分だけを考えれば良いか。

(事務局)

御理解のとおり、建設費に関しては企業債・補助金で賄っているため、本審議会では、収益的収支において使用料の水準がどうなるかを見て御審議いただきたい。

(E委員)

7ページの4人世帯の農集使用料については月あたり3,982円とあるが、先ほどの公共下水道の資料14ページによると、現行使用料で4人世帯は月あたり2,165円とあり、公共下水道使用料の方が相当安い。農業集落排水事業

の使用料は高く、住んでいる方の負担も大きいということは大前提で、使用料についても決まった数値になっている中で、短期的な視点での検討となると、事務局としては、使用料改定はしないという方向性でいるということであっているか。

（事務局）

詳細については8月の審議会でお示しするが、E委員の御見込のとおりの方方向性で考えている。

（議長）

管轄が農林水産省であるが、使用料改定のマニュアルはあるか。

（事務局）

農業集落排水事業に関しては、改定のマニュアルはない。そのため、公共下水道の事例や、その他水道事業の事例等から類推をして行っていかなければならない。

10 上下水道局管理者挨拶

会議資料

【事前送付資料】

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 次第

資料1 適正な下水道使用料のあり方について

資料2 農業集落排水事業の概要について

【当日配布資料】

席次表